

福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と医療法人道北勤労者医療協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定等及び人材の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号で定める者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営等及び人材の派遣に関する協力を要請し、乙が可能な範囲で応じること及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至っていない要配慮者であって、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（要請内容）

- 第3条 甲は、災害時において、前条に定める対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請できるものとする。
- 2 甲は、前項に定める受入れに際して、家族等による移送が困難な場合は、乙に対し移送を要請できるものとする。
- 3 甲は、旭川市内において甲が開設した地域の身近な福祉避難所の運営に必要な人材が不足した場合、乙に対し第5条第2項で定める人材の派遣を要請できるものとする。
- 4 乙は、第1項から第3項に定める甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。
- 5 第1項から第3項に定める要請は、甲が次条に定める施設に対し、直接行うことを妨げない。その場合、甲は速やかに乙に報告するものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地	施設名
旭川市神楽3条4丁目2番14号	老人保健施設かたくりの郷

（手続）

第5条 甲が、第3条第1項又は第2項の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所，氏名，性別，生年月日，心身の状況及び連絡先等

(2) 身元引受人の住所，氏名及び連絡先

2 甲が，第3条第3項の規定に基づき人材の派遣を要請できる職種は，生活相談員，生活支援員，介護職員及び看護職員とし，次の各号に掲げる事項を記載した要請書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合は，この限りでない。

(1) 必要とする人材の職種及び人数

(2) 派遣先の施設名，所在地及び電話番号

（運営支援）

第6条 甲の要請により乙が福祉避難所を開設したときは，甲は福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整を行い，福祉避難所が設置された施設の入所者の処遇に支障を生じたり，施設の管理運営体制を阻害することがないように，必要な支援を行う。

（支援内容の報告）

第7条 乙は，福祉避難所において対象者を含めた避難者（以下「対象者等」という。）に対して必要な食料，被服，寝具及びその他の生活必需品を支給又は貸与した場合は，書面により甲に報告するものとする。

2 乙は，福祉避難所において対象者等に対し，相談，日常生活上の支援及び対象者等に必要福祉サービスを提供した場合は，書面により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は，乙に対し福祉避難所の開設に係る経費（前条の経費を含む。）について，災害救助法等の関連法令等の定めるところにより，所要の実費を負担するものとする。ただし，第3条第3項において規定する地域の身近な福祉避難所への人材の派遣に係る経費は，原則，乙の負担とし，災害救助法等の関連法令等の定めがない福祉避難所の開設等に係る経費は，災害の規模や福祉避難所の開設期間等を勘案し，甲乙協議の上，決定するものとする。

（開設期間）

第9条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は，災害発生の日から7日以内とする。ただし，延長が必要な場合は，甲乙協議の上，延長することができるものとする。

（閉鎖及び人材派遣の終了）

第10条 甲は，福祉避難所を閉鎖する場合は，福祉避難所閉鎖通知書（様式第3号）により乙に通知する。

2 甲は，第3条第3項により要請した人材派遣の必要がなくなった場合は，その旨を人材派遣終了通知書（様式第4号）により乙に通知する。

（受入可能人数の把握）

第11条 甲は、平常時から第4条で指定する施設の受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行うことにより知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月13日

(甲) 旭川市6条通9丁目46番地

旭川市長 西川 将人

(乙) 旭川市東光1条1丁目1番16号
医療法人道北勤労者医療協会

理事長 鈴木 和仁